



水泳の2つの
全国大会で優勝

10月10日、アダプテッドスポーツかのやの小西新さん(西原小6年)と関係者が市役所を訪問しました。これは、8月に開催された水泳の2つの全国大会で優勝するなど、優秀な成績を収めたことから行われたもの。小西さんは「色々な人の支えがあったから優勝することができた」と、喜びの報告とともに周りの人への感謝の気持ちを話しました。



グラウンド・ゴルフで
福井国体3位入賞

10月10日、9月に福井県で開催された「第73回国民体育大会(福井国体)グラウンド・ゴルフ競技会」の県代表チームが、市役所を訪問しました。「鹿屋野里」と大崎町の「大崎サンダー」で構成された県代表チームは、全国の強豪と堂々と戦い、団体戦で3位に入賞しました。国体グラウンド・ゴルフ競技の県勢入賞は、今回が初めてとなります。



障がい者ボウリングで
全国大会準優勝

10月9日、上谷町の小林岳弘さんと関係者が市役所を訪問しました。これは、「第12回鹿児島県障害者スポーツ大会」ボウリング競技(青年の部)で優勝し、10月に開催される「第18回全国障害者スポーツ大会福井しあわせ元気大会2018」への出場を決めたことから行われたもの。なお、同大会で小林さんは準優勝を収めました。



鹿屋体大が
スポーツ遊園地に!

10月8日、鹿屋体育大学で「スポーツフェスタinかのや」が開催されました。これは毎年体育の日に、スポーツに親しんでもらおうと行われているもので、同大学での開催は初めて。この日は大学構内で様々なスポーツが体験できたほか、同大学体操競技部の演技を間近で見ることができると、多くの親子連れがスポーツを気軽に楽しんでいました。

鹿屋市ホームページ (<http://www.e-kanoya.net/>)



知って役立つ 情報掲示板



お知らせ 12月2日(日)午前は桜島で交通規制が実施されます(車両の通行ができません)

12月2日(日)に「明治維新150周年記念第39回ランニング桜島大会」が開催されることから、一部の道路で車両の通行ができません。ランナーの安全確保のためにご協力ください。

●交通規制の時間・区間

| 時間 | 区間 |
|---------------|--|
| 9:45 ~ 11:30 | 鹿児島市道 224 号線・横山線 (赤水三々路~Aコープ桜島店下付近) |
| 10:00 ~ 12:00 | 県道桜島港黒神線 (袴腰交差点付近~二俣港退避舎付近) |

※桜島フェリーは通常運行

問ランニング桜島大会実行委員会
(鹿児島市スポーツ課内) Tel. 099-803-9621

お知らせ 労働者を雇う事業主は労働保険に加入してください

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。労働保険には、労働者が業務災害にあったときや失業したときだけでなく、在職中の高齢者・育児休業中・介護休業中の人への給付制度や、職業の資格取得に関する費用を助成する教育訓練給付制度、事業主の人が利用できる各種助成金制度もあります。未加入の事業主の人は早急にお手続きください。

問ハローワークかのや Tel. 0994-42-4135

お知らせ 11月から税理士による無料電話相談を休止しています

南九州税理士会が平日に実施していた税金に関する無料電話相談「もしもし税金相談室」は、当分の間休止します。

問南九州税理士会 Tel. 096-372-1151

お知らせ 11月21日(水)11時~ Jアラート試験放送

防災行政無線等でJアラート(全国瞬時警報システム)の試験放送が流れます。戸別受信機などの電源を切っても自動的に作動し、最大音量で放送されます。

問市安全安心課 Tel. 0994-31-1124

お知らせ 自衛官の採用年齢が引き上げられました

10月1日(月)から、自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が、「18歳以上27歳未満」から「18歳以上33歳未満」に引き上げられました。

問自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所
Tel. 0994-42-4386

お知らせ 12月11日(火)・12日(水)は市文化会館・市中央公民館が停電します

市中央公民館では電話やFAXが不通になりますので、停電している間の市中央公民館に関することは、市生涯学習課にお問い合わせください。

問市生涯学習課 Tel. 0994-31-1138

お知らせ 国保のはり・きゅう、マッサージ等の療養費を「代理受領」できる施術所が限定されます

平成31年1月1日(火・祝)から、医師の同意書に基づく神経痛・腰痛症等のはり・きゅうの施術、筋まひや関節拘縮等のあん摩マッサージの施術を、国民健康保険により受ける場合の療養費を「代理受領」できる施術所が、地方厚生局等と「受領委任の契約」を結んだ施術所に限定されますので、ご注意ください。

●代理受領

施術所に施術料等の自己負担分のみ支払い、療養費は患者の委任に基づき、施術所等が受領

●償還払い

患者が施術所に施術料の全額を支払った後、自ら保険者へ自己負担分以外の請求を行い、保険者負担分を療養費として受領

●平成30年12月31日(月)まで

「代理受領」と「償還払い」の両方が可能

●平成31年1月1日(火・祝)から

地方厚生局等と「受領委任の契約」を結んだ施術所に限り「代理受領」が可能となり、それ以外の施術所は「償還払い」のみ可能

| 区分 | H30.12/31(月)まで | H31.1/1(火・祝)から |
|------|----------------|------------------------------|
| 代理受領 | ○ | 地方厚生局等と「受領委任の契約」を結んだ施術所に限り可能 |
| 償還払い | ○ | ○ |

※「受領委任の契約」の状況は、利用する施術所に直接ご確認ください。

問市健康保険課 Tel. 0994-31-1162

お知らせ 勤務先の健康保険を喪失したときは、14日以内に届け出てください

勤務先の健康保険(協会けんぽ、国保組合、船員保険など)、後期高齢者医療制度、生活保護の適用を受けていない人は、職業や年齢に関係なく国民健康保険に加入する必要があります。

退職により勤務先の健康保険を喪失したとき、被扶養者でなくなったとき、市外から転入してきたときなどは、14日以内に届け出を行ってください。

届け出が遅れると、医療費を全額自己負担しなければならない場合や保険料をさかのぼって納めなければならない場合があります。

●届出場所

市健康保険課、各総合支所住民サービス課

●必要なもの

- 社会保険資格喪失連絡票又は社会保険の離脱を証明できるもの
- 印鑑(認印可、シャチハタ等のスタンプ印不可)
- 来庁者の身分証明書(運転免許証等顔写真付きのもの1点、顔写真無しの場合は2点)
- マイナンバー通知カード等(世帯主及び対象者分)
- 委任状(同一世帯以外の代理人が届け出を行う場合)

- ・勤務先の健康保険を喪失したとき
- ・被扶養者でなくなったとき
- ・市外から転入してきたとき

↓ 14日以内に届け出

市健康保険課又は各総合支所住民サービス課

問市健康保険課 Tel. 0994-31-1162